

令和6年5月8日
国土政策局特別地域振興官

新たな小笠原諸島振興開発基本方針を策定 ～小笠原諸島のさらなる振興開発に向けて～

国土交通省は、令和6年5月8日に、小笠原諸島の振興開発を図るため、新たな小笠原諸島振興開発基本方針を策定しました。

1. 経緯

- 令和6年4月に、小笠原諸島振興開発特別措置法の有効期限を令和5年度末から同10年度末へと5年間延長する法律が施行されました。
- このため、国土交通大臣は、小笠原諸島振興開発審議会での審議や関係行政機関の長との協議を経て、令和6年度を初年度として5ヶ年を目途とする新たな小笠原諸島振興開発基本方針を策定しました。
- なお、今後、振興開発の施策を具体化するため、新たな基本方針に基づき、東京都において小笠原諸島振興開発計画を定めることとされています。

2. 基本方針のポイント

- 今般の法改正を踏まえ、振興開発の柱に「移住・定住の促進」を位置づけ、住宅用地を確保するため、土地利用計画の見直し等に取り組む旨を記載しました。
- また、これまでの基本方針と比べて、デジタル技術の活用、防災機能の強化や公共施設の老朽化対策等の記載を充実させるとともに、引き続き、生活環境の整備、産業の振興、交通の確保や自然環境の保全・再生等に取り組む旨を記載しました。

3. 添付資料

- 資料1：小笠原諸島振興開発基本方針（概要）
- 資料2：小笠原諸島振興開発基本方針（本文）

【参考】関連資料

小笠原諸島振興開発基本方針及び小笠原諸島振興開発審議会については、以下のホームページにて掲載しています。

（基本方針）https://www.mlit.go.jp/kokudoseisaku/chitok/crd_amaoga_tk_000005.html

（審議会）https://www.mlit.go.jp/policy/shingikai/s501_ogasawara01.html

【問合せ先】

国土政策局特別地域振興官付 田崎・関根・加藤

電話：03-5253-8111（内線29-712、29-723）、03-5253-8424（直通）